第十四条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号イ」を「第七十条第一号イ」に、「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に、「又は二(1)」及び「、二(1)」を「前条第一号」に改める。

第十九条中「第七項まで及び第九条から第十一条」を「第六項」に改める。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）

第十二条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、同条第六項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「府県知事」を「市町村長」に改める。

第十条及び第十一条中「府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条中「府県知事」を「市町村長」に、「府県の」を「市町村の」に改める。

第十五条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号イ」を「第七十条第一号イ」に、「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に、「又は二(1)」及び「、二(1)」を「前条第一号」に改める。

第二十条中「並びに」を「及び」に、「第七項まで及び第十条から第十二条」を「第六項」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第十三条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の四中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二百八十三条第三項中「市長」を「市町村長」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十五条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条の二第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第八十条の六の見出しを「（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号ロ」を「第七十条第一号ロ」に、「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に、「又は二(1)」及び「若しくは二(1)」を「前条第一号」に改める。

第百十一条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第百十五条の見出しを「（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号イ」を「第七十条第一号イ」に、「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に、「又は二(1)」及び「若しくは二(1)」を「前条第一号」に改める。

（景観法の一部改正）

第十六条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号イ」を「第七十条第一号イ」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に改め、「又は二(1)に」及び「若しくは二(1)に」を削り、同条第三項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第四十六条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十七条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第五条の二第一項」を「第五条の十第一項」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第十八条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十九条第二項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号ハ」を「第七十条第一号ハ」に改める。

第三十一条第五項第一号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十九条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改める。

第二十二条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第四十四条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第四十五条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二十条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第四十八条第十四項」に改める。

第十六条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「樹木等管理協定等」を「樹木等管理協定」に改める。

第七条第三項第四号を次のように改める。

四　前項第二号ニに掲げる事項　樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域（第三十八条第一項において「樹木保全推進区域」という。）及び当該区域において保全すべき樹木又は樹林地等（樹林地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設けられる樹木の集団をいい、これらと一体となった草地を含む。以下同じ。）の基準（第三十八条第一項において「保全樹木等基準」という。）に関する事項